

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月18日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第1号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表のうち第1の表の（3）の表2の項第4号キを次のように改める。

キ 賄材料費							
（ア） 学校及び幼稚園の給食材料							
a 経費の執行	2,000万円以上	2,000万円未満	1,500万円未満	1,000万円未満			1,000万円未満
b 契約の締結			500万円未満	500万円未満			30万円未満 (学校長は、200万円未満)
（イ） その他							
a 経費の執行	2,000万円以上	2,000万円未満	1,500万円未満	1,000万円未満	30万円未満	30万円未満	1,000万円未満
b 契約の締結			30万円未満	30万円未満	30万円未満	30万円未満	30万円未満 (学校

長は、  
15万円  
未満)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。